4 障害者総合支援法等のサービス概要

福祉サービスの体系 身知精難

障害者総合支援法による、総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。サービスは、個々の障害のある人々の支援の必要の度合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用に関する意向等）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

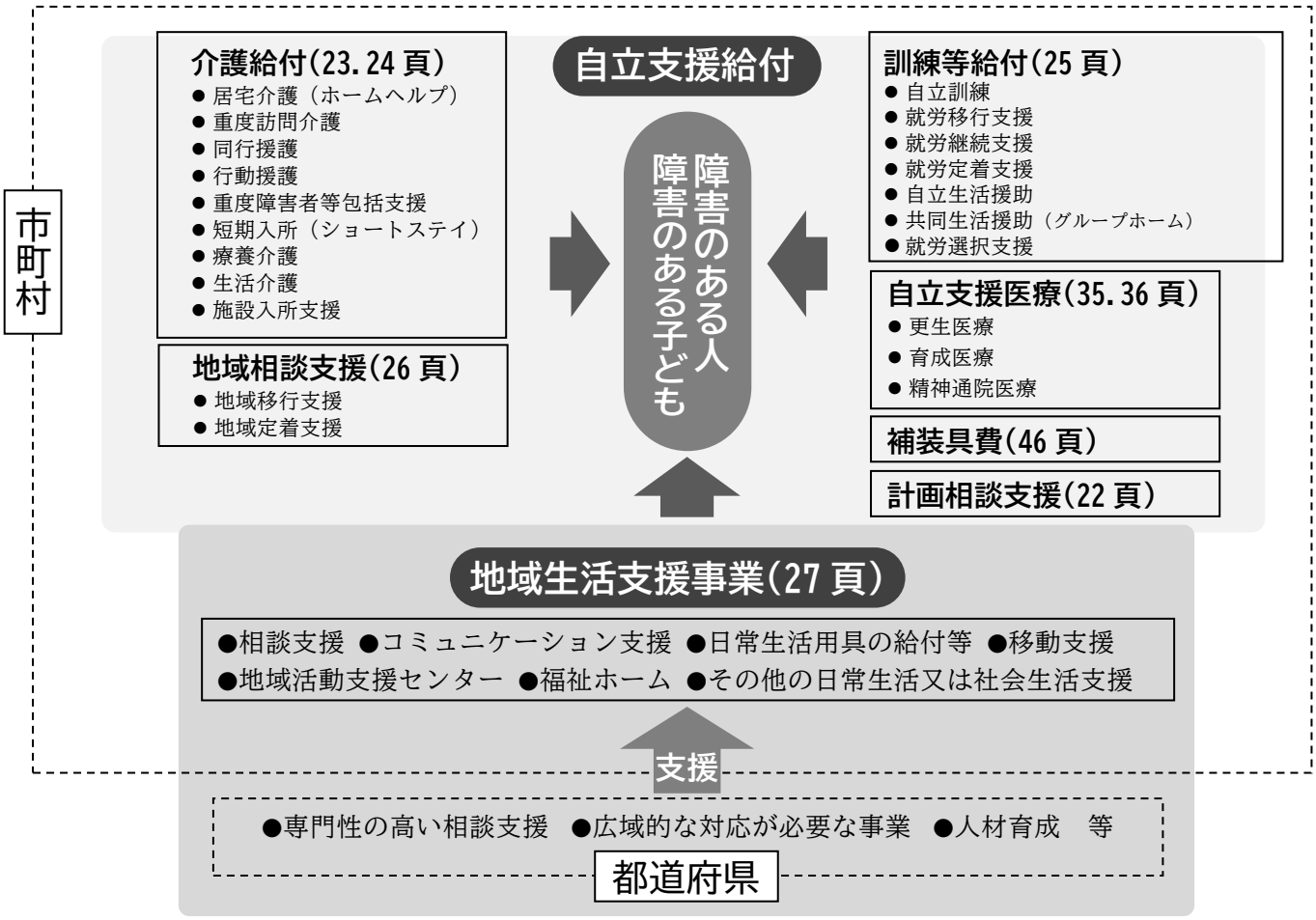

■日中活動と住まいの場の組み合わせ例

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

日中活動の場　以下から１ないし複数の事業を選択

- 療養介護※
- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（Ａ型＝雇用型、Ｂ型＝非雇用型）
- 地域活動支援センター（地域生活支援事業）

＋ プラス

住まいの場

- 障害者支援施設の施設入所支援

又は

- 居住支援（グループホーム、福祉ホームの機能）

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

利用の手続き

■障害福祉サービス利用開始までの流れ

サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

障害のある人の心身の状況(障害支援区分)　サービスの利用意向

社会活動や介護者、居住等の状況　訓練・就労に関する評価

を把握し、サービス等利用計画（案）を参考に支給決定を行います。

障害福祉サービスの利用相談［各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー］

↓

利　用　申　請

介　護　給　付	訓練等給付・地域相談支援

↓

心身の状況に関するアセスメント

・障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害のある人に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

↓

障害支援区分の一次判定　←　医師意見書

↓

二次判定(審査会)…審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます

↓

障害支援区分※の認定…介護給付では区分1～6の認定が行われます

サービス等利用計画案※の作成

（利用者は、特定相談支援事業者に作成を依頼し、申請窓口に提出します。）

↓

暫定支給決定…一定期間、サービスを利用し、①ご本人の利用意思の確認 ②サービスが適切かどうかを確認

↓

訓練・就労評価項目
▼
個別支援計画…評価項目にそったお一人お一人の個別支援計画を作成し、その結果を踏まえ本支給決定が行われます

↓

必要に応じ、審査会の意見聴取

↓

支　給　決　定

利用できる障害福祉サービスの種類や支給量、利用者負担上限が決定され、受給者証が発行されます

↓

サービス等利用計画※の提出

↓

サービス利用開始

※難病の人は利用申請時に病名を証明するものが必要です。

※サービス等利用計画案の詳細については、22頁の計画相談支援をご覧ください。

計画相談支援

障害のある人及び障害のある子どもの自立した生活を支え、障害のある人及び障害のある子どもの抱える課題の解決や適切なサービス利用を、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することを目的に、サービスの支給要否決定を行うにあたって計画相談支援及び障害児相談支援を行い、サービスを利用する計画を作成します。

障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援の新規・更新の支給決定にあたっては、サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の提出が必要となりますので、相談支援事業所に作成を依頼し、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）に提出が必要です。

＜サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案とは＞

市が指定する相談支援事業者が作成するもので、サービス利用者を支援するための中心的なトータルプランです。相談支援事業者との契約が必要となりますが、利用者負担はありません。

種　　類	内　　容	
計画相談支援	内　　容	障害福祉サービス等の新規・更新の支給決定に際して、障害のある人の心身の状況等を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。
	対 象 者	障害福祉サービス及び地域相談支援利用者
	利用者負担	ありません。
障害児相談支援	内　　容	障害児通所支援の新規・更新の支給決定に際して、障害のある子どもの心身の状況等を勘案した「障害児支援利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。
	対 象 者	障害児通所支援利用の児童
	利用者負担	ありません。

サービス利用の流れ（障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援）

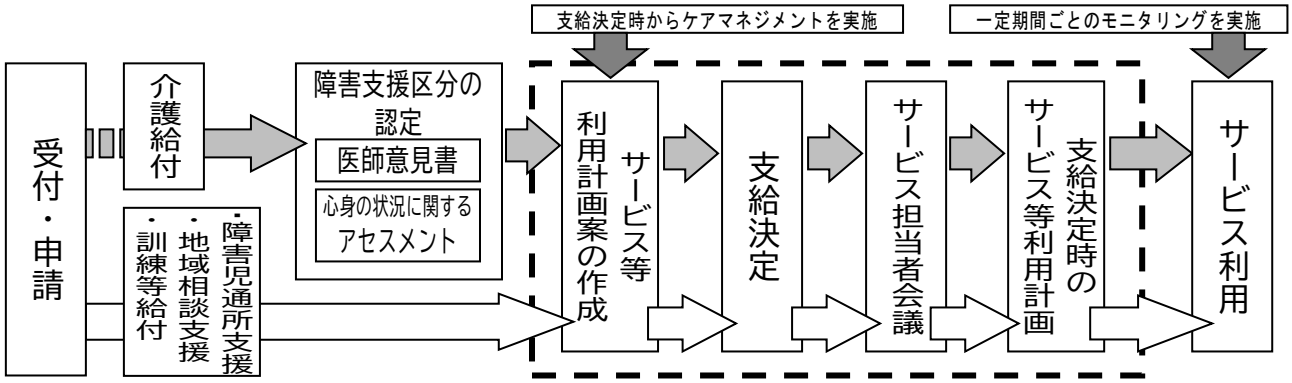

※サービス等利用計画は、障害のある子どもの場合は障害児支援利用計画となります。

＜セルフプラン＞

相談支援事業所が見つからない場合や本人が希望する場合には、例外的に、本人や家族等が作成する「セルフプラン」によってサービス等利用計画案、障害児支援利用計画案に代えることも可能です。

障害福祉サービス 身知精難

「障害福祉サービス」には、介護の支援である「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があり、それぞれ利用の際の手続きが異なります。（21頁参照）

利用を希望される場合には、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）にご相談ください。

※介護保険の対象者は、介護保険サービスが優先的に適用されます。

※障害福祉サービスを利用する際には、「サービス等利用計画」が必要です。（22頁参照）

種類		内容	
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	内容	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		対象者	障害支援区分が区分1以上（障害のある子どもにあってはこれに相当する心身の状態）である者
		利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	重度訪問介護	内容	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
		対象者	障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれかに該当する者 ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている者 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者であって、適切な支援についてアセスメントやサービス利用計画の作成等された者
		利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	同行援護	内容	外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出先での必要な援助を行います。
		対象者	独自の評価指標である同行援護アセスメント票の基準を満たす、視覚に障害があり、移動に著しい困難を有する者
		利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	行動援護	内容	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人に対して危険を回避するため、居宅内や外出先での必要な支援を行います。
		対象者	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上（障害のある子どもにあっては、これに相当する心身の状態）である者
		利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。

種　　類		内　　容
介護給付	重度障害者等 包括支援	内　　容　ホームヘルプサービス、日中活動サービス及び短期入所等の複数のサービスを包括的に行います。 対　象　者　障害支援区分が区分6（障害のある子どもにあっては区分６に相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者 ① 四肢に麻痺等があり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害のある人 ② 四肢に麻痺等がある、最重度の知的障害のある人 ③ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者 利用者負担　所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	短期入所 （ショートステイ）	内　　容　家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、施設に短期間、入所することができます。 対　象　者　在宅の障害のある人で、障害支援区分１以上か、在宅の障害のある子どもで、障害児短期入所区分1以上の者 利用者負担　所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	療養介護	内　　容　医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。 対　象　者　① 障害支援区分が区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ② 障害支援区分が区分5以上に該当し、以下のいずれかに該当する者 ・重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 ・医療的ケアスコアが16点以上の者 ・障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の者 ・遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者　等 利用者負担　① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。 ② 医療保険の医療費、入院時食事療養費の負担があります。ただし、所得に応じて軽減措置があります。
	生活介護	内　　容　常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 対　象　者　障害のある人（障害支援区分が一定以上である者） 利用者負担　所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	施設入所支援	内　　容　施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 対　象　者　障害のある人（原則として、障害支援区分が一定以上である者） 利用者負担　① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。 ② 食費、光熱水費等の利用者負担があります。 ただし、所得に応じて軽減措置があります。

種　　類		内　　容	
訓練等給付	自立訓練	内　　容	〈機能訓練・生活訓練〉 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 〈宿泊型自立訓練〉 居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。
		対　象　者	障害のある人
		利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	就労選択支援	内　　容	就労先や働き方について、より良い選択ができるよう、障害福祉サービス事業を行う者などとの連絡調整やその他の必要な支援を行います。
		対　象　者	障害のある人
		利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	就労移行支援	内　　容	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		対　象　者	障害のある人
		利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	就労継続支援	内　　容	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 〈Ａ型（雇用型）〉 通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供等を行います。 〈Ｂ型（非雇用型）〉 就労経験のある人等に対し、就労の機会や生産活動等の場の提供等を行います。
		対　象　者	障害のある人
		利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	就労定着支援	内　　容	一般企業等への就労に向けた支援として、一定期間、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整などを行います。
		対　象　者	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を受けて一般企業等に新たに雇用された障害のある人
		利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	自立生活援助	内　　容	障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所して単身で生活する者又は同居家族の死亡等により単身で生活する者等が、自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、一定期間、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の援助を行います。
		対　象　者	障害のある人
		利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	共同生活援助 （グループホーム）	内　　容	主として、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
		対　象　者	障害のある人
		利用者負担	① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。 ② 家賃、食費、光熱水費等の利用者負担があります。 ※ ただし、低所得者については、月額1万円を上限として、家賃の助成制度があります。

地域相談支援 ㊙㊞㊟㊟

障害のある人が住みなれた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、地域生活への移行（地域移行）や地域生活を継続（地域定着）するための支援を行います。利用を希望される場合には、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（７頁）にご相談ください。

※地域相談支援を利用する際には、「サービス等利用計画」が必要です。（22頁参照）

種　　類	内　　容	
地域移行支援	内　　容	障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人について、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
	対　象　者	①障害者支援施設や療養介護施設に入所している人 ②精神科病院に入院している精神障害のある人 ③生活保護法で規定する救護施設・更生施設や刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院等に入所している障害のある人
	利用者負担	ありません。
地域定着支援	内　　容	居宅において単身等で生活する障害のある人について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。
	対　象　者	①居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない人 ②居宅において家族が同居している障害のある人であっても当該家族が障害・疾病等のため緊急時の支援が見込めない人（障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院した人など、地域生活が不安定な人を含む）
	利用者負担	ありません。

地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、以下の事業を実施します。なお、対象者、利用者負担、事業内容の詳細については、表中の掲載頁を参照し、各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー（7頁）などにお尋ねください。

北九州市における地域生活支援事業

事業名		内容	掲載頁
相談支援	相談支援事業	障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供などの必要な支援を行います。	7頁
	居住サポート等事業	一般賃貸住宅への入居の支援や、入居後の地域生活を行うための支援の調整などを行います。	90頁
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の市長及び本人・親族申立てに関する支援及び費用助成を行います。	67頁
意思疎通支援事業		意思疎通を図ることが困難な重度の障害のある人が入院した時に、医療従事者とのコミュニケーションをとるための支援員を派遣して、医療行為を円滑に受けることができるよう支援します。 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害により、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。	58頁 59頁
日常生活用具給付等事業		在宅で生活する障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。	47頁
※移動支援事業		余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の支援を行います。	92頁
地域活動支援センター		障害のある人が、社会との交流促進等を行うために利用する地域活動支援センターの運営事業者に経費を助成します。	117頁
その他事業	※重度障害者大学等進学支援事業	重度訪問介護を利用している人、もしくは重度訪問介護の対象になる人に対して、自宅から大学等への移動と、学校内での活動（排せつや食事等を含む）をヘルパーが支援します。	57頁
	重度障害者等就労支援特別事業	重度障害のある人などにヘルパーを派遣し、通勤や職場などにおける支援を行います。	89頁
	※訪問入浴サービス事業	移動入浴車が対象者を訪問し、看護師及び介護職員が入浴サービスを行います。	56頁
	福祉ホーム	現に住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金で、居宅その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害のある人の地域生活をサポートします。	117頁
	※日中一時支援事業（日帰りショート事業）	障害者支援施設等で障害のある人（障害のある子どもを含む）の日中活動の場を確保し、家族の介護負担の軽減を図ります。	56頁
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障害のある人の体力増強や交流、余暇等の充実と、障害者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。	106頁 107頁
	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	①視覚障害のある人の生活の質の向上や、社会参加を促進するために、歩行訓練、コミュニケーション訓練、身辺・家事管理など日常生活上必要な訓練等を行います。 ②視覚障害の特性や援助方法などについて研修を行います。	55頁

※印が付いている事業と障害福祉サービス（２３頁～２５頁）を利用する場合、利用者負担額は障害福祉サービスと合算され、一つの負担上限月額が適用されます。

障害のある子どもの施設やサービス 児 身知精難

種類			内容	
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センター	内容	児童への日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応のための支援などを行います。
			対象者	就学していない障害のある子ども
			窓口	子ども総合センター（9頁） 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
		児童発達支援事業	内容	児童への日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応のための支援などを行います。 ※ 児童発達支援センターより小規模な事業所です。
			対象者	就学していない障害のある子ども
			窓口	各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
	放課後等デイサービス		内容	授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な支援などを行います。
			対象者	就学している障害のある子ども
			窓口	各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
	居宅訪問型児童発達支援		内容	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、並びに生活能力の向上のために必要な支援などを行います。
			対象者	外出することが著しく困難であると認められた障害のある子ども
			窓口	各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
	保育所等訪問支援		内容	保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
			対象者	集団生活を行う施設（保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など）に通う障害のある子ども
			窓口	各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
障害児入所支援	障害児入所施設		内容	障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、日常生活における指導や支援、介護及び治療などを行います。
			対象者	在宅生活が困難である障害のある子ども
			窓口	子ども総合センター（9頁）

※児童発達支援センターの利用については、子ども総合センター（9頁）若しくは総合療育センター（10頁）での判定（にこにこ通園、きらきら通園を除く）と、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）での申請手続きが必要です。

※障害児通所支援を利用する場合には、「障害児支援利用計画」が必要です。（22頁参照）

利用者負担：① 保護者の所得に応じて負担上限月額が設定されます。
② 就学前の兄弟がいるご家庭では、負担上限額が軽減される場合があります。
③ 障害児入所施設を利用する場合は、食費・光熱水費等の利用者負担があります。
ただし、保護者の所得に応じて軽減措置があります。
④ 満3歳になって初めての4月1日から3年間、利用者負担が無償化されます。

障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」による、障害福祉サービス等の対象となっている対象疾病は以下の376疾病です。

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	ＩｇＡ腎症
4	ＩｇＧ４関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー･ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	１ｐ36 欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膵炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	ＨＴＲＡ１関連脳小血管病

番号	疾病名
33	ＨＴＬＶ－１関連脊髄症
34	ＡＴＲ－Ｘ症候群
35	ＡＤＨ分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	ＭＥＣＰ2 重複症候群
41	ＬＭＮＢ１関連大脳白質脳
42	遠位型ミオパチー
43	円錐角膜
44	黄色靭帯骨化症
45	黄斑ジストロフィー
46	大田原症候群
47	オクシピタル・ホーン症候群
48	オスラー病
49	カーニー複合
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
51	潰瘍性大腸炎
52	下垂体前葉機能低下症
53	家族性地中海熱
54	家族性低βリポタンパク血症１（ホモ接合体）
55	家族性良性慢性天疱瘡
56	カナバン病
57	化膿性無菌性関節炎･壊疽性膿皮症・アクネ症候群
58	歌舞伎症候群
59	ガラクトース－1－リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
60	カルニチン回路異常症
61	加齢黄斑変性
62	肝型糖原病
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）

番号	疾病名
64	環状 20 番染色体症候群
65	関節リウマチ
66	完全大血管転位症
67	眼皮膚白皮症
68	偽性副甲状腺機能低下症
69	ギャロウェイ・モワト症候群
70	急性壊死性脳症
71	急性網膜壊死
72	球脊髄性筋萎縮症
73	急速進行性糸球体腎炎
74	強直性脊椎炎
75	巨細胞性動脈炎
76	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)
77	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
79	巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)
80	筋萎縮性側索硬化症
81	筋型糖原病
82	筋ジストロフィー
83	クッシング病
84	クリオピリン関連周期熱症候群
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
86	クルーゾン症候群
87	グルコーストランスポーター１欠損症
88	グルタル酸血症１型
89	グルタル酸血症２型
90	クロウ・深瀬症候群
91	クローン病
92	クロンカイト・カナダ症候群
93	痙攣重積型（二相性）急性脳症

番号	疾病名
94	結節性硬化症
95	結節性多発動脈炎
96	血栓性血小板減少性紫斑病
97	限局性皮質異形成
98	原発性肝外門脈閉塞症
99	原発性局所多汗症
100	原発性硬化性胆管炎
101	原発性高脂血症
102	原発性側索硬化症
103	原発性胆汁性胆管炎
104	原発性免疫不全症候群
105	顕微鏡的大腸炎
106	顕微鏡的多発血管炎
107	高ＩｇＤ症候群
108	好酸球性消化管疾患
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
110	好酸球性副鼻腔炎
111	抗糸球体基底膜腎炎
112	後縦靭帯骨化症
113	甲状腺ホルモン不応症
114	拘束型心筋症
115	高チロシン血症１型
116	高チロシン血症２型
117	高チロシン血症３型
118	後天性赤芽球癆
119	広範脊柱管狭窄症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー
121	抗リン脂質抗体症候群
122	極長鎖アシル－CoA 脱水素酵素欠損症
123	コケイン症候群
124	コステロ症候群
125	骨形成不全症
126	骨髄異形成症候群
127	骨髄線維症
128	ゴナドトロピン分泌亢進症
129	５ｐ欠失症候群

番号	疾病名
130	コフィン・シリス症候群
131	コフィン・ローリー症候群
132	混合性結合組織病
133	鰓耳腎症候群
134	再生不良性貧血
135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎
136	再発性多発軟骨炎
137	左心低形成症候群
138	サルコイドーシス
139	三尖弁閉鎖症
140	三頭酵素欠損症
141	ＣＦＣ症候群
142	シェーグレン症候群
143	色素性乾皮症
144	自己貪食空胞性ミオパチー
145	自己免疫性肝炎
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症（※1）
147	自己免疫性溶血性貧血
148	四肢形成不全
149	シトステロール血症
150	シトリン欠損症
151	紫斑病性腎炎
152	脂肪萎縮症
153	若年性特発性関節炎
154	若年性肺気腫
155	シャルコー・マリー・トゥース病
156	重症筋無力症
157	修正大血管転位症
158	出血性線溶異常症
159	ジュベール症候群関連疾患
160	シュワルツ・ヤンペル症候群
161	神経細胞移動異常症
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
163	神経線維腫症
164	神経有棘赤血球症
165	進行性核上性麻痺

番号	疾病名
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
167	進行性骨化性線維異形成症
168	進行性多巣性白質脳症
169	進行性白質脳症
170	進行性ミオクローヌスてんかん
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
174	スタージ・ウェーバー症候群
175	スティーヴンス･ジョンソン症候群
176	スミス・マギニス症候群
177	スモン
178	脆弱Ｘ症候群
179	脆弱Ｘ症候群関連疾患
180	成人発症スチル病
181	成長ホルモン分泌亢進症
182	脊髄空洞症
183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
184	脊髄髄膜瘤
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス
189	全身性強皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア
192	先天性核上性球麻痺
193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血

番号	疾病名
200	先天性僧帽弁狭窄症
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症
210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)
211	早期ミオクロニー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイアモンド･ブラックファン貧血
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群
221	高安動脈炎
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
226	多発性軟骨性外骨腫症
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫

番号	疾病名
235	チャージ症候群
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞僅少症
239	ＴＲＰＶ4異常症
240	ＴＳＨ分泌亢進症
241	ＴＮＦ受容体関連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
248	特発性後天性全身性無汗症
249	特発性大腿骨頭壊死症
250	特発性多中心性キャッスルマン病
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性両側性感音難聴
253	突発性難聴
254	ドラベ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11.2欠失症候群
260	乳児発症STING 関連血管炎
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	ヌーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群) ／LMX1B関連腎症
265	ネフロン癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳腱黄色腫症
268	脳内鉄沈着神経変性症（※2）
269	脳表ヘモジデリン沈着症
270	膿疱性乾癬

番号	疾病名
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	バージャー病
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
277	肺胞低換気症候群
278	ハッチンソン･ギルフォード症候群
279	バッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症
282	ＰＣＤＨ19関連症候群
283	ＰＵＲＡ関連神経発達異常症
284	非ケトーシス型高グリシン血症
285	肥厚性皮膚骨膜症
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
288	肥大型心筋症
289	左肺動脈右肺動脈起始症
290	ビタミンＤ依存性くる病/骨軟化症
291	ビタミンＤ抵抗性くる病/骨軟化症
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
293	非典型溶血性尿毒症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎
296	びまん性汎細気管支炎
297	肥満低換気症候群
298	表皮水疱症
299	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
300	ＶＡＴＥＲ症候群
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンコニ貧血
304	封入体筋炎

番号	疾病名
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	プラダー・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオン酸血症
315	ＰＲＬ分泌亢進症(高プロラクチン血症)
316	閉塞性細気管支炎
317	β-ケトチオラーゼ欠損症
318	ベーチェット病
319	ベスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症
321	ヘモクロマトーシス
322	ペリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症
324	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族 Ｌ－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症

番号	疾病名
329	ホモシスチン尿症
330	ポルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群／ロイス･ディーツ症候群
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性膵炎
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠神てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無βリポタンパク血症
344	メープルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症
349	メンケス病
350	網膜色素変性症
351	もやもや病
352	モワット・ウイルソン症候群
353	薬剤性過敏症症候群

番号	疾病名
354	ヤング・シンプソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	４ｐ欠失症候群
358	ライソゾーム病
359	ラスムッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症／ゴーハム病
366	リンパ脈管筋腫症
367	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
368	ルビンシュタイン･テイビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
374	ロウ症候群
375	ロスムンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

○下線が引いてある疾病は、過去に疾病名の変更があったものです。
※1　自己免疫性後天性凝固Ｘ因子欠乏症は、対象疾病番号 146(自己免疫性後天性凝固因子欠乏症)に統合。
※2　旧対象疾病番号 159（神経フェチリン症）は対象疾病番号 268（脳内鉄沈着神経変性症）に統合。

■対象外となった疾病について

法改正等により、障害者総合支援法の対象外となった疾病についても、それ以前に障害福祉サービス等（※）の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具・及び地域生活支援事業
（障害のある子どもの場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）